# 海岸愛護団体(環境美化活動ボランティア)を募集しています!

南島原市では、海岸及び海水浴場、漁港などにおいて清掃、美化等の活動を行う 「海岸愛護団体」を募集しています。

~~ 地域の海岸を綺麗にしましょう!~~



#### ■海岸愛護団体支援事業の概要

本市は有明海と橘湾に面していますが、多くの海岸沿いにおいては海岸漂着物や不法 投棄などにより、ゴミ等の散乱が数多く見受けられます。

市では、市民ボランティアと行政が協力して海岸沿いの環境美化と愛護意識の向上を図るため、海岸等の清掃や美化活動を行う団体を「海岸愛護団体」として登録し、それらの団体の活動に要する経費の補助を行います。 ※港湾施設は県管理のため対象外です。

### ■海岸愛護団体の要件

愛護団体になれるのは、市内に住所を有する者、市内に勤務する者、市内の高等学校の生徒及び PTA 関係者で構成するおおむね5人以上の団体で、毎年4月から翌年3月までの間に3回以上の清掃・美化活動が実施できる団体です。

## ■活動の規模と内容

海岸の実延長がおおむね200メートル以上の区間又はこれに相当する海岸等の清掃・美化活動で、重機(バックホウやブルドーザー等)を使用しない人力による活動です。 ※軽トラック、草刈り機、チェーンソー等の燃料費や替え刃代は補助の対象になります。

#### ■補助の対象と限度額

補助の対象は ①ゴミ袋代、②軍手代、③飲料品代、④燃料費などで、1団体当たり年間2万円を限度として補助します。なお、年度内に3回以上の活動が出来ないと補助の対象になりません。

#### ■補償保険

愛護団体の活動に係る補償保険は、南島原市総合災害補償規程に基づいて対応します。



#### ◆問合せ・申込み先◆

〒859-2415 南島原市南有馬町戊 1751-1 南島原市 環境水道部 環境課 ☎0957-73-6644

※事務の流れは裏面をご覧ください。

## 海岸愛護団体支援事業の事務の流れ

- 1. 登録申請(団体の代表者⇒市・環境課)
  - 「愛護団体登録申請書(指定様式)」の提出
  - 「年間活動計画書(指定様式)」を添付
  - 「位置図(任意様式)」を添付
- 2. 協定書締結(南島原市⇔申請団体)

登録申請の内容が適当であると認められた後に、「愛護団体に関する協定書(指定様式)」を取り交わします。なお、次年度以降も活動を続ける場合は、愛護団体が協定の解消をするまで自動継続されます。

- 3. 補助金交付申請(愛護団体⇒市·環境課)
  - •「補助金交付申請書(指定様式)」の提出
  - 「年間活動計画書(指定様式)」を添付
  - ※振込口座も確認します。
- 4. 補助金交付決定(市·環境課→愛護団体)

交付申請の内容を審査し、「補助金交付決定通知書(指定様式)」を送付します。

- 5. 清掃・美化活動の実施(愛護団体)
  - ・活動状況等の写真撮影(作業前と作業後の比較写真も必要です。)
  - ・補助対象となる物品等の領収書
  - ※事故が発生した場合は、速やかに「事故報告書(指定様式)」を提出してください。
- 6. 実績報告(愛護団体⇒市·環境課)
  - 「実績報告書(指定様式)」の提出
  - 「年間活動報告書(指定様式)」を添付
  - 「活動状況等の写真(活動日ごと)」を添付
  - •「領収書(写し)」を添付
- 7. 補助金確定通知(市·環境課⇒愛護団体)

実績報告の内容を審査し、「補助金交付額確定通知書(指定様式)」を送付します。

- 8. 補助金請求 (愛護団体⇒市·環境課)
  - 「補助金交付請求書(指定様式)」の提出
- 9. 補助金交付(南島原市⇒愛護団体)

補助金交付申請時に確認した振込口座へ入金されます。

#### 10. その他

その他詳細は、「南島原市海岸愛護団体支援事業実施要綱」をご覧ください。